

社会福祉法人東翔会

基準緩和型通所サービス事業運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東翔会が経営するサンフレンズ基準緩和型通所介護事業所（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービスセンターよりみち
- 二 所在地 大牟田市沖田町510番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 介護職員 2名（必要に応じて増員する）
介護職員は、指定通所介護、介護予防通所介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日、水曜日。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 二 営業時間 通常午前10時30分から午後3時30分までとし、サービス提供時間は午前11時00分から午後3時00分とする。ただし、特別な需要がある場合はこの限りではない。

(基準緩和型通所サービスの利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日 10人とする。

(基準緩和型通所サービスの内容及び利用料等)

第7条 基準緩和型通所サービスの内容は次のとおりとし、基準緩和型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準により、市が定めるものとし、

- 一 送迎サービス
- 二 相談・援助等の生活指導・レクリエーション
- 三 運動器機能向上訓練
- 四 健康チェック

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(1) 事業所から片道	5km 未満	500円
(2) 事業所から片道	5km 以上	1,000円

- 二 食費(500円程度)

三 前各号に掲げるもののほか、通所介護、介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大牟田市、荒尾市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、団体生活の秩序を保ち相互の親和に努め、風紀を乱し他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、基準緩和型通所サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する基準緩和型通所サービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的(消防、風水害、地震等)計画を作成し、防火

管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておく。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

- 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- この事項に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成28年 10月1日から施行する。

この規程は平成30年 10月1日から施行する。

この規程は令和元年 10月1日から施行する。

利用料金表

■ 基準緩和型通所サービス

基準緩和型通所サービス I	基本チェックリスト 該当者 (週1回)	1,159円 (1割負担)	1月に付
基準緩和型通所サービス I (日割り)	基本チェックリスト 該当者 (週1回)	38円 (1割負担)	1日に付
基準緩和型通所サービス	基本チェックリスト 該当者 (週1回)	2,318円 (2割負担)	1月に付
基準緩和型通所サービス	基本チェックリスト 該当者 (週1回)	76円 (2割負担)	1日に付